

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	家庭児童相談システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 こども支援課 こども総合相談室	
個人情報ファイルの利用目的	（児童虐待） こどもに関わる様々な相談及び児童虐待対応に関わる世帯の情報について記録するため （家庭支援） ひとり親家庭に関する相談及び対応等、世帯の情報について記録するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7電話番号、8家族状況、9姻歴、10居住状況、11職業・職歴、12学業・学歴、13免許・資格、14財産・収入、15納税状況、16公的扶助、17健康状態、18傷病歴、19障がい、20性格・性質、21身体の特徴、22学業成績、23試験成績	
記録範囲	市内在住の児童、当該児童の世帯員、相談者の世帯員、親族、関係者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、公用請求により官公署、関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	1人種、2病歴、3犯罪の経歴、4犯罪により害を被った事実、5心身の機能の障がい、6健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果）、7健康診断等の結果に基づき、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診察若しくは調剤が行われたこと、8逮捕、捜索、差押え、拘留、控訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、9少年法による調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 こども支援課 こども総合相談室
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備 考	—	